

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

1 主な施策の取組状況及び評価

【「健やか親子21」の推進】

我が国の母子保健は、既に世界最高水準にあるが、思春期における健康問題などの新たな課題も存在する。

「健やか親子21」は、「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」、「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援」など母子保健の主要な取組の方向性を提示するものであると同時に、10代の人口妊娠中絶や性感染症罹患率の低減等重点的に取り組む目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画（計画対象期間平成13年～22年）である。「健やか親子21」の着実な推進を図るため、全国大会や公開シンポジウムの開催、広報啓発等を実施している。

【思春期からの保健対策】

・女性の生涯を通じた健康支援を行っていくに当たって非常に重要な問題である思春期からの保健対策について、幅広い対応を行っている。

・性感染症予防のための正しい知識を普及するため、青少年向けの雑誌広告や政府公報等を活用し、積極的に普及啓発を実施してきたが、若年層での性感染症の増加傾向にかんがみ、これまで以上に学校等と連携し、よりきめ細かい普及啓発に努めることとしている。

・厚生労働科学研究において、平成14年度から、問題の解決に効果的であるとされる「同年代の仲間による悩み相談」（いわゆるピアカウンセリング）に関する研究を行い、普及を促進している。

・心身ともに多感な時期にある思春期の男女を対象に、電話または面接等による思春期相談、望まない妊娠に対する相談及び情報提供等を行う思春期クリニック事業を実施している（16年度18カ所）。

2 今後の方向性、検討課題等

女性の生涯を通じた健康支援を行っていくに当たって、思春期の保健対策は、非常に重要な問題であり、今後とも、各般の対策を総合的に推進し、適切に対応する必要がある。

「健やか親子21」は、計画期間の中間年に当たる平成17年に実施状況の評価し、必要な見直しを行う予定である。

3 参考データ、関連政策評価等

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名)(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)等を重視しつつ、女性はその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図っている。

・女性健康教育事業

保健師等による女性を対象にした健康教室、講演会等の開催により、生涯を通じた女性の自己の健康を維持・管理するための教育を実施している(平成12年度25カ所 16年度23カ所)。

・女性健康支援センター事業

保健医療施設等において、保健師等による婦人科疾患及び更年期障害、出産についての悩み、不妊等、女性の健康に関する一般的事項に関する相談指導を行うとともに、相談員の設置・研修を実施している(平成12年度23カ所 16年度27カ所)。

2 今後の方向性、検討課題等

今後とも、各般の対策を総合的に推進し、適切に対応する必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名)(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

イ 妊娠・出産期における女性の健康支援

1 主な施策の取組状況及び評価

妊娠・出産に関しては、市町村や保健所等により、地域の実情に応じて、妊産婦健診や保健指導等一貫した母子保健サービスが提供されている。

ハイリスク妊娠・出産に対応するため、周産期医療体制の整備を行っているが、妊娠、出産については、高齢出産や多胎妊娠の増加、妊娠中に働く女性の増加等を踏まえ、施設の整備に加え、施設の医師や助産婦の確保対策を講じるなど、より一層の体制整備を行う必要がある。

【不妊専門相談サービス等の充実】

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、(1)不妊に関する医学的な相談や、(2)不妊による心の悩みの相談などを行う不妊専門相談センター事業を実施している。不妊専門相談センターについては、新エンゼルプラン等に基づき、16年度までに47都道府県に設置されるよう計画的に整備を進めている(12年度18カ所 15年度36カ所)。

また、次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を16年度より助成している。

【周産期医療の充実】

リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するため、総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワーク作りについて、16年度までに47都道府県で整備されることを目標に整備を実施している(12年度14都道府県 15年度24都道府県)。

2 今後の方向性、検討課題等

母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」(対象期間平成13～22年)において、「妊娠・出産について満足している者の割合」を高めるべく目標を掲げているところであり、この目標の実現に向けて、医療機関や自治体・専門団体における取組を推進することにより、妊娠・出産における妊産婦へのケアの向上を図っていく必要がある。

なお、健やか親子21は、平成17年に実施状況を評価し、必要な見直しを行うこととしている。

3 参考データ、関連政策評価等

(分野名) 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

(イ) 妊娠・出産期における女性の健康支援

1 主な施策の取組状況及び評価

【妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供】

国立成育医療センターにおける事業

我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療についての高度先駆的医療、調査・研究及び医療従事者等への研修に取り組んでいる。

また、平成15年7月に「女性専門外来」を開設し、女性特有の身体的・心理的特徴に対応できる女性のためのトータルな医療の継続的な提供を行っている。

2 今後の方向性、検討課題等

【妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供】

国立成育医療センターにおける取組み

本年まとめられた「健康フロンティア戦略」にあるように、女性の生涯を通じた健康支援を推進するため、国立成育医療センターにおいて、女性特有のからだやこころの病気等に関する診療や研究等の健康支援情報を、一般国民、患者、医療関係者を対象に情報発信していくとともに、引き続き高度先駆的医療、調査・研究及び医療従事者等への研修を推進する。

3 参考データ、関連政策評価等

【妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供】

国立成育医療センターにおける事業

国立成育医療センターの運営状況(平成15年度)

- ・ 1日当たりの平均入院患者数 376.5人
- ・ 1日当たりの平均外来患者数 965.9人
- ・ 延べ分娩数 1,503件
- ・ 女性専門外来延べ患者数 278人(平成15年7月以降)

(分野名) 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
(ウ) 成人期、高齢期における女性の健康づくり支援

1 主な施策の取組状況及び評価

【成人期、高齢期の健康づくり支援】

国立長寿医療センターの設置

豊かで活力ある長寿社会に向けた総合的戦略(メディカルフロンティア戦略)に基づき、疾病等により支援が必要な高齢者を減らし自立している高齢者の割合を高めることを目標に、老化機構の解明及び高齢者に特有の疾病の原因解明、高齢者の心身の特徴を考慮した予防・診断・治療法の確立と普及、高齢者の社会的・心理的諸問題の研究成果を取り入れた全人的・包括的医療に関する診療体制等の充実強化を図るため、これらの先導的役割を担う施設として、従来の国立長寿研究センター、国立療養所中部病院を平成16年3月に統合し、その取り組みを推進している。

2 今後の方向性、検討課題等

【成人期、高齢期の健康づくり支援】

国立長寿医療センターにおける取組み

有史以来、世界で最も早い速度で急速に進展する我が国の高齢社会を、豊かで活力に満ちたものにするため、老化・老年病に関する研究を推進し、その成果に基づき、老化の制御と老年病の克服を図り、高齢者の自立を促進することが社会的に求められている中で、国立長寿医療センターでは病院と研究所とが連携し、高齢者が抱える医学的諸問題に取り組むこととしている。

3 参考データ、関連政策評価等

【成人期、高齢期の健康づくり支援】

国立長寿医療センターの設置

国立長寿医療センターの施設規模

- ・病院 病床数 300床
診療科 22診療科
- ・研究所 13部42室

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

ア HIV/エイズ、性感染症対策

・ 予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第11条の規定に基づき、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成11年10月4日厚生省告示第217号）を策定し、この指針に基づき、予防、医療の提供、人権の尊重、普及啓発等を柱とした総合的なHIV/エイズ対策を推進している。
- ・ 具体的には、HIV/エイズに関する正しい知識の普及啓発活動と、保健所における無料・匿名検査を実施。
- ・ また、地域の実情に応じたきめ細かな事業を講ずるため、都道府県等に対し、HIV対策推進のためのマンパワーの養成事業やカウンセラー設置事業等への国庫補助を実施。
- ・ エイズ対策研究事業における、HIV母子感染の予防対策マニュアルづくり等の研究の推進。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・ HIV/エイズ対策の更なる充実を図るため、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針を改訂することも視野に入れ、検討を行っているところ。

3 参考データ、関連政策評価等

エイズ動向委員会によるHIV感染者、AIDS患者の報告数推移

報告数	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
HIV感染者	462	621	614	640
AIDS患者	329	332	308	336

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

ア HIV/エイズ、性感染症対策

・ 性感染症対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第11条の規定に基づき、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成12年2月2日厚生省告示第15号）を策定し、これにより総合的な予防施策を推進している。
- ・ 具体的には、性感染症に関する正しい知識の普及啓発、保健所等において実施する性感染症検査の国庫補助等を行っている。
- ・ 感染症発生動向調査として、感染症法第12条第1項第2号の規定に基づき梅毒の患者の全数届出、同法第14条第2項の規定に基づき性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症の患者の定点届出を実施している。
- ・ 現在、これまでの取組を評価し、更なる施策の充実を図るため、性感染症に関する特定感染症予防指針の改訂に向けた検討を行っているところ。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・ 性感染症に関する特定感染症予防指針を改正し、性感染症対策の更なる充実を図る。

3 参考データ、関連政策評価等

感染症発生動向調査による性感染症報告数

	12年度	13年度	14年度	15年度
淋菌感染症	16,296	20,662	21,921	15,348
性器クラジミア	37,028	40,836	43,766	41,608
性器ヘルペス	8,946	9,314	9,666	9,726
尖圭コンジローマ	4,553	5,178	5,701	6,206
梅毒	759	585	575	497

感染症発生動向調査による指定届出機関からの報告数であり、全数ではない（ただし、梅毒は全数）

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
イ 薬物乱用対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

- ・ 「薬物乱用防止新五か年戦略」(平成15年7月薬物乱用対策推進本部策定)に基づき、取締りの強化、青少年に対する啓発活動の充実、再乱用防止の推進等の各種薬物乱用対策を実施している。
- ・ 薬物対策関係省庁との連携の下、密売者や乱用者に対する徹底的な取締りを実施した。
- ・ ポスター、パンフレット配布等による広報啓発活動を実施した。
- ・ 薬物乱用防止キャラバンカー、講演等による薬物乱用防止教育の充実を図った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて再乱用防止のための相談事業を実施した。
- ・ 以上のように各種施策を実施しており、未成年者の覚せい剤事犯による検挙者数が減少傾向にあることなど、一定の効果がみられてはいるが、我が国の薬物乱用状況は依然として深刻な状況にある。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・ 大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬等、新たな薬物の乱用が拡大傾向にあるなど、我が国の薬物乱用状況は依然として深刻な状況にあり、今後とも、取締りの強化、青少年に対する啓発活動、薬物依存・中毒者に対する相談・指導について充実させていく必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

- ・ 厚生労働省においては、薬物乱用対策について、基本目標及びこれを達成するための施策目標を以下のとおり設定し、達成すべき目標をあらかじめ明らかにした上で、各年度終了時等にその達成度を測定し、政策の評価を実施している。

(参考)

<基本目標> 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

<施策目標> 2-2 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

国民、特に青少年に対し、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること

国内及び水際において、薬物事犯に対する取締りを徹底すること

脱法ドラッグの不正使用を防止するとともに、薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援すること

麻薬・覚せい剤事犯の推移

1. 法令別検挙人員(人)

	平成11年					平成15年	
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成15年 上半期	平成16年 上半期
麻薬及び向精神薬取締法	286 (67)	254 (56)	271 (61)	327 (66)	530 (102)	201	317
うちヘロイン	52	48	36	43	75	-	-
うちコカイン	87	63	58	55	66	-	-
うち向精神薬	57	35	42	37	26	-	-
うちMDMA等	54	83	113	138	272	82	223
あへん法	128 (74)	67 (42)	49 (21)	55 (15)	55 (37)	19	10
大麻取締法	1,224 (153)	1,224 (162)	1,525 (164)	1,873 (229)	2,173 (235)	869	1,134
覚せい剤取締法	18,491 (3,570)	19,156 (3,595)	18,110 (3,457)	16,964 (3,327)	14,797 (2,829)	8,324	5,910
合 計	20,129 (3,864)	20,701 (3,855)	19,955 (3,703)	19,219 (3,637)	17,555 (3,203)	9,413	8,505

注1)厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

注2)平成15年上半期及び平成16年上半期は厚生労働省・警察庁の統計資料による。(平成16年上半期は速報値。)

注3)()は女性で内数。

2. 主な薬物の押収量(kg) 但し、MDMA等錠剤型合成麻薬は(錠)

	平成11年					平成15年	
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成15年 上半期	平成16年 上半期
ヘロイン	2.0	7.0	4.5	20.9	5.1	4.5	0
コカイン	10.3	15.6	23.7	16.9	2.5	1.9	8.8
あへん	7.7	9.0	11.4	5.8	6.5	6.2	0.3
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	565.9	310.3	844.0	256.5	558.2	272.9	209.0
大麻樹脂	200.3	185.4	73.5	275.3	323.9	105.5	117.2
覚せい剤	1994.5	1030.5	419.2	442.1	493.5	430.5	207.6
MDMA等錠剤型合成麻薬	23,221	78,006	112,568	190,280.5	393,757	-	112,887

注1)厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。

注2)平成16年上半期は速報値。

3. 未成年者の法令別検挙人員(人)

	平成11年				
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
麻薬及び向精神薬取締法	16 (7)	8 (0)	12 (4)	20 (4)	39 (8)
うちMDMA等	-	-	-	7	29
あへん法	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
大麻取締法	127 (17)	105 (22)	180 (29)	192 (35)	191 (19)
覚せい剤取締法	1,003 (496)	1,148 (561)	954 (460)	749 (425)	528 (317)
合 計	1,146 (520)	1,261 (583)	1,147 (494)	961 (464)	758 (344)

注1)厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

注2)平成15年上半期及び平成16年上半期は厚生労働省・警察庁の統計資料による。(平成16年上半期は速報値。)

注3)()は女性で内数。